

令和2年度 第1回

高松市国民健康保険  
運営協議会 会議録

(令和2年6月24日 書面表決)

高松市国民健康保険運営協議会

令和2年度第1回高松市国民健康保険運営協議会（書面会議）

会議録

日 時 令和2年6月24日（水）資料を委員に配布

方 法 各委員に關係資料を送付し、表決書を受領

【委員】

公益を代表する委員

山 下 隆 資 楠 瀬 正 司

三 村 真 吏 森 弘 幸 子

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

神 内 仁 伊 藤 輝 一

穴 吹 昇 三 稲 本 匡 章

被保険者を代表する委員

香 西 秀 美 二 川 豊 子

蘭 浦 朱 美 橋 川 欣 久 美

被用者保険等保険者を代表する委員

栗 栖 大 輔 美 馬 崇 志

【高松市側】

高松市長	大 西 秀 人
健康福祉局長	上 枝 直 樹
健康福祉局次長	河 野 佳 代
国保・高齢者医療課長	黒 川 桂 吾
国保・高齢者医療課長補佐	熊 倉 政 宏
国保・高齢者医療課長補佐	立 花 修 一
国保・高齢者医療課長補佐	須 藤 雅 敏
国保・高齢者医療課国保資格賦課係長	高 橋 伸 彰
国保・高齢者医療課収納係長	福 西 功
国保・高齢者医療課国保給付係長	多 田 和 代
国保・高齢者医療課保健事業係保健師長	澤 村 くるみ
国保・高齢者医療課管理係主査	林 田 競 一
国保・高齢者医療課管理係主任主事	田 阪 雅 充
国保・高齢者医療課管理係主事	金 只 健 佑

(市長)

高松市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、次の事項について、貴協議会の意見を求めます。

令和2年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について

《市長より会長に諮問文を送付》

(会長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会議開催が困難であると判断し、高松市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定に基づき、各委員からの書面表決にて、協議会の議決に代えることといたします。

報告事項1 令和元(平成31)年度高松市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算見込みについて

《会議資料を各委員へ提供》

(森弘委員)

国保加入率が減少しているにもかかわらず、一人当たりの治療費と受診件数は年々増加しているため、国保財政が厳しいことは十分理解できる。赤字補填を目的とした法定外繰入金はありがたいが、その額は驚きである。

(事務局)

委員の御指摘のとおり、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、国民健康保険加入者1人当たり医療費は、増加傾向が続いており、それに伴い、法定外繰入額も増加しておりますことから、赤字見込額の解消に向け、令和2年度からの保険料について見直しを行ったところでございます。

(美馬委員)

「その他の支出」4.88億円の内容と前年度より5.39億円減少(半減)する理由について、説明されるべきである。

(事務局)

「その他の支出」に関して、平成30年度決算では、県に対して、療養給付費用負担金等の超過交付額を返還いたしておりまして、その金額が約5.4億円でございます。令和元(平成31)年度決算では、国民健康保険の都道府県単位化により、県へ国民健康保険納付金を納付する仕組みへと制度が変更されたことに伴い、当該経費については、皆減となったものでございます。

報告事項2 令和2年度高松市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算について

《会議資料を各委員へ提供》

(森弘委員)

歳入の赤字補填分が減るのはいいことであるが、保険料の増額につながってくる。被保険者の負担にならない程度の増額を望む。保険給付費交付金等の増額には感謝する。

(事務局)

保険料の増額改定については、予定どおり実施いたしますが、引き続き、個々の事情に応じた細やかな納付相談等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対しては、国の通知等に基づき、保険料の減免等を行うなど、適切に対応してまいりたいと存じます。

(美馬委員)

「事務費等」が10.32億円から11.77億円に増額されているが、保険者が主体的に取り組む保健事業等の内容と予算について、見える化して説明されるべき。当該資料では、事業運営が効果的・効率的に行われているか、当運営協議会がチェックできない。

(事務局)

保健事業等の内容と予算の「見える化」については、本協議会の目的であります、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図る上で、重要でありますことから、今後、委員の皆様方の御意見をお伺いしながら、事業運営が効

果的かつ効率的に行われるよう、検討してまいりたいと存じます。

諮問事項 令和2年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について

《会議資料を各委員へ提供》

（森弘委員）

重点4項目について、国や県との連携を大切にした具体的な方針となっており、着実な取組を期待する。ただ、国保の本来の目的である福祉がおろそかにならないよう取り組んでいただきたい。

（事務局）

国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除くすべての者を被保険者とする公的医療制度であり、国民皆保険の最後の砦とも言えることから、今後とも本来の目的である福祉が疎かにならないよう、国民健康保健事業運営の着実な取組に努め、市民の健康の保持増進と市民福祉の向上を図ってまいりたいと存じます。

（穴吹委員）

国保の財政健全化に関して、高松市としてできることは記載の内容でよいかと思えます。構造的な問題を抱えている以上、これからは後期高齢者の2

割負担や終末期の医療の在り方についての議論を促していただきたい。

(事務局)

後期高齢者医療は、県内統一で、香川県後期高齢者医療広域連合で事業を実施しておりますので、担当である同組合には、貴重な御意見として、情報共有をさせていただきたいと存じます。

(稲本委員)

今後も高齢者の過剰受診等の適正化を推進していただきたい。

(事務局)

被保険者の健康の保持増進及び医療費の抑制を図るため、重複・多剤服薬者対策等として、一定の条件下で、被保険者の服薬情報を対象者に通知しており、今後とも、高齢者の過剰受診等の適正化を図ってまいりたいと存じます。

(美馬委員)

高松市固有の(特徴的な)問題に触れていない。法定外繰入は、財政収支の一時的な均衡が目的であり、「国保事業の安定かつ持続的な運営を図るため」ではない。基本方針とすべきは「削減」でなく「解消」である。



(事務局)

御意見でございますとおり、法定外繰入に関して「削減」でなく「解消」を目指す必要がありますものの、令和元（平成31）年度決算では、なおも20億円を超える法定外繰入が生じたところでございます。現在の状況下におきまして、直ちに法定外繰入を解消することは、極めて困難と存じますことから、今後、保健事業の効果的かつ効率的な実施により、医療費の適正化を努めるとともに、保険料の改定や口座振替の推進等により保険料収入の更なる確保に取り組んでまいりたいと存じます。


(会長)

会議の有効性については、全委員から書面表決をいただいたことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定に基づき、高松市国民健康保険運営協議会会議として、有効と認めます。

諮問事項の表決については、議長を除く、委員13人に対し、承認12、不承認1であったことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定に基づき、委員の過半数の承認があったものと認め、原案どおり承認いたします。

ただし、法定外繰入の解消に向けては、赤字解消計画の見直しや、保健事業の推進及び保険料収納率の向上等、様々な方策に積極的に取り組むとともに、本協議会に対しては、適宜、本市の保健事業を始め、各種事業の取組や効果等を報告するなど、事業の「見える化」に務められたい。

高松市国民健康保険運営協議会規則第5条による署名

会 長 山下隆寛 

委 員 二川豊子 

委 員 森弘幸子 